

## 貨物自動車運送事業法違反に対する処分

鹿児島運輸支局長は、貨物自動車運送事業法に違反した次の者について、自家用自動車の使用禁止を命じました。

処分年月日	違反者	処分内容	主な違反条項	違反行為の概要
平成28年5月13日	鹿児島県出水郡長島町の男性1名	60日車	貨物自動車運送事業法第3条	一般貨物自動車運送事業の無許可営業